

本県における 5 疾病 6 事業及び在宅医療等を行う医療機関として記載する際の判断基準について

5 疾病 6 事業及び在宅医療等の役割を担っているか否かの判断基準については、原則として「愛知県地域保健医療計画 別表」に記載される基準に準ずることとする。

区 分		別 表 掲 載 基 準
がん	がん診療連携拠点病院 (県がん診療連携拠点病院 地域がん診療連携拠点病院 がん診療拠点病院)	緩和ケアチーム、相談支援センターなどの設置等が義務付けされている、厚生労働大臣が指定する病院及び、厚生労働大臣が指定する病院以外で、国の指定要件を満たす高度ながん医療を提供する病院で県が指定している病院。
	がん医療を提供する病院	医療機能情報公表システムにおいて、部位別に年間手術 10 件以上実施した病院。
脳卒中	高度救命救急医療機関	救急対応専門医師数 7 名以上（7 人未満の場合は、時間外対応医師が 4 名以上）かつ、脳神経外科医師及び神経内科医師の両方が在籍する病院。
	脳血管領域における治療病院	医療機能情報公表システムにおいて、頭蓋内血腫除去術、脳動脈瘤頸部クリッピング又は、脳血管内手術を実施する病院。
	回復期リハビリテーション病棟の届出病院	回復期リハビリテーション病棟の届出を行っている病院。
	脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している病院 (病棟届出なし)	医療機能情報公表システムにおいて、脳血管疾患等リハビリテーション料を算定する病院。
心血管疾患	高度救命救急医療機関	救急対応専門医師数 7 名以上（7 人未満の場合は時間外対応医師が 4 名以上）かつ、循環器科医師及び心臓血管外科医師の両方が在籍する病院。
	循環器系領域における治療病院	医療機能情報公表システムにおいて、経皮的冠動脈ステント留置術又は、経皮的冠動脈形成術を実施する病院。
	心大血管疾患リハビリテーション実施病院	医療機能情報公表システムにおいて心大血管疾患リハビリテーション料を算定している病院。
精神疾患	多様な精神疾患等に対して専門的治療を実施している精神病床のある病院	精神疾患に関する愛知県医療機関医療機能アンケート調査に対する各医療機関の回答に基づくもの。 なお、「専門的治療」とは、「初期治療だけでなく症状や家族関係・生活歴を踏まえ、高度な精神療法、環境調整・投薬等を行うこと」としている。
	多様な精神疾患等に対して専門的治療を実施している精神科外来のある病院	精神疾患に関する愛知県医療機関医療機能アンケート調査に対する各医療機関の回答に基づくもの。 なお、「専門的治療」とは、「初期治療だけでなく症状や家族関係・生活歴を踏まえ、高度な精神療法、環境調整・投薬等を行うこと」としている。

区 分		別 表 掲 載 基 準
救急医療	初期救急医療体制	休日、夜間において、外来の救急患者への医療を提供する体制で休日夜間診療所又は在宅当番医制による医療提供体制。
	第2次救急医療体制	救急隊及び第1次救急医療を担う医療機関からの要請に応え、入院又は緊急手術を要する救急患者に医療を提供する体制で病院群輪番制病院が救急患者を受け入れている。
	第3次救急医療体制	第2次救急医療体制では対応できない脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷、熱傷、小児の特殊診療などの重篤な救急患者に、24時間体制で高度な医療を総合的に提供する体制。 救命救急センターのこと。
災害医療	災害拠点病院	重症患者の救命医療を担う高度な診療機能、受け入れ機能、広域搬送機能、自己完結型の医療チームの派遣機能、医療資器材の貸出機能を有するほか、機能性の高い自家発電装置や衛星電話等の充実した通信機器等を保有し、災害時において医療を継続して提供するための拠点となる病院。
新感染症	協定指定医療機関	感染症対応に係る協定（発熱外来・自宅療養者支援・後方支援・人材派遣・防護服の備蓄）を締結した医療機関。
周産期医療	分娩を実施している医療機関	地域の診療所、病院又は、助産所。
	健診のみを実施している医療機関	地域の診療所、病院又は、助産所。
	地域周産期母子医療センター	ハイリスク分娩等の重篤患者に対し、周産期に係る比較的高度な医療を提供する医療機関で都道府県が認定したもの。
	総合周産期母子医療センター	合併症妊婦、胎児・新生児異常等母体又は、児におけるリスクの高い妊婦に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療や、産科合併症以外の合併症を有する母体への医療など再重篤患者に対し医療を提供する医療機関で、都道府県が指定したもの。
小児救急	地域の小児基幹病院	救命救急センター、小児救急医療支援事業に参加する病院及び、小児医療を24時間体制で提供する病院。
	県の小児救急中核病院	小児救命救急センター、県の要請によりPICUを設置している病院。
へき地医療	へき地診療所	人口1,000人以上の無医地区等において、住民の医療確保のため市町村等が開設する診療所。
	へき地医療拠点病院	無医地区における巡回診療や、へき地診療所への医師の派遣などを行う病院。
在宅医療	在宅療養支援病院・診療所 （※県医療審議会医療体制部会において、別表とは異なる判断基準としている。）	在宅療養支援病院又は、診療所の届出を行っている医療機関。
その他	地域医療支援病院	かかりつけ医、かかりつけ歯科医を支援し、2次医療圏単位で地域医療の充実を図る病院として、医療法第4条の規定に基づき、都道府県知事が地域医療支援病院として承認した病院。